

八王子市WEBサイト広告掲載取扱い基準

平成 19 年 7 月 15 日施行

改正 平成 20 年 1 月 15 日 平成 21 年 1 月 15 日 平成 22 年 1 月 15 日
 平成 23 年 1 月 15 日 平成 23 年 11 月 28 日 平成 24 年 1 月 12 日

（目的）

第 1 条 この基準は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』の規定に基づき八王子市の WEB サイト（以下、「市 WEB サイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市 WEB サイト

八王子市が管理する WEB サイト（ホームページ）のことをいう。

（2）市トップページ

市 WEB サイトのトップで、URL が「<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>」の WEB ページのことをいう。

（3）バナー広告

市 WEB サイト内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB サイトにリンクするものをいう。

（掲載可能な広告等の範囲）

第 3 条 市 WEB サイトに掲載できる広告の範囲は、バナー広告の内容及びリンク先として指定する WEB サイトの内容等が『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 3 条各号のいずれにも該当しないものとする。

（枠数及び規格）

第 4 条 市トップページ及びその他の市 WEB サイトにおける広告枠数は別表 1 に定める。

2 広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| （1）大きさ | 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル |
| （2）形式 | GIF |
| （3）容量 | 8KB 以下 |
| （4）代替テキスト | 30 文字以内（企業・団体の正式名称は除く） |
| （5）その他 | JIS 規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したもの |

3 バナー広告の内容及び表記などは、市 WEB サイトの品位を損なわず、かつ、利用者に不快感を与えることがないものとする。

4 広告掲載希望者は、掲載するバナー広告について、作成決定前に必ず市と協議するものとする。

5 同条第 2 項に掲げるもののほか、広告の規格及びデザインに等については、別に定める「八王子市 WEB サイトバナー広告表現ガイドライン」に準拠すること。

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、4 月 1 日午後から 10 月 1 日午後及び 10 月 1 日午後から翌年 4 月 1 日午後までの 6 か月を単位とする。ただし、4 月 1 日又は 10 月 1 日が閉庁日の場合、翌開庁日の午後より掲載を開始又は終了することとする。

2 広告掲載希望者が望むときは、市長は 1 日午後から翌月 1 日午後の 1 か月を単位とする 6 か月未満の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、掲載期間の初日又は終了日が閉庁日の場合、翌開庁日の午後より掲載を開始又は終了することとする。

(広告料)

第 6 条 広告の掲載料は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 6 条及び 13 条の規定に基づき別表 1 に記載する金額とする。

2 複数のページへ掲載を同時に申込みする場合、2 ページ目以降について、市トップページを除き別表 1 に記載する金額から広告料を二分の一減額するものとする。なお、減額については広告料の低いページより行うものとする。ただし、申込みが別になった場合、複数ページへの同時期の掲載であっても広告料の減額は行わない。

3 広告掲載希望者は、同条で算出される広告料を市長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第 7 条 掲載希望者の募集は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 7 条に記載するもののほか、市 WEB サイトに掲載し行うものとする。

2 募集時期は毎年 1 月と 7 月の 2 回とし、それぞれ半期分 (4 月から 9 月及び 10 月から翌年 3 月) の掲載希望について募集する。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告枠に空きが生じたときは、随時公募を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 掲載希望者は、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 8 条に基づく様式第 1 号に広告の原稿を添えて、市長が指定する期日までに申込みすることとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している場合は、同項の規定による申込みをすることができないものとする。

3 同一の申込者で一つのページに複数申込みをすることができないものとする。ただし、バナー広告枠に空きが生じたときは、この限りでない。

4 市内に住所を有しない掲載希望者で、市に手数料等の未納がある場合は、申込みをすることができないものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 市長は、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 前項において、掲載枠数を超える広告があった場合、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第 4 条の規定に準じて、また同条件の広告に対しては必要に応じて抽選を行い、広告掲載可否を決定する。

3 市トップページに連続して掲載の申込みを行い、前回の抽選でもれたものについては、特別枠を設け、次のとおり優先的に掲載を行うものとする。

(1) 特別枠は 2 枠とする

(2) 最新の申込みを含め、2 回以上連続して申込みがあったものを対象とする

(3) 特別枠の掲載者及び掲載順位は抽選により決定する

(4) 前号に規定する特別枠の抽選にもれた申込みについては、特別枠以外のバナー広告枠の申込みと併せて再抽選を行うことができる。

4 市長は、バナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載条件等を記載した『バナー広告の掲載に関する承諾書(様式第2号)』(以下、「承諾書」という。)を広告掲載希望者に通知する。

(広告の掲載位置)

第10条 広告を掲載する位置は、市トップページ及びその他の市WEBサイト内のページで、掲載希望者が指定したページ内の市が指定した位置とする。

(広告原稿及び承諾書の提出)

第11条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿及び承諾書を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。

(譲渡等の禁止)

第12条 広告主は、市WEBサイトに広告を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、バナー広告の内容またはリンク先WEBサイトの内容が、第3条及び第4条に違反するおそれがあると判断する場合は、広告主に対し、内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告のリンク先を変更する場合、変更を希望する1週間前までに八王子市総務部IT推進室まで連絡するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、広告の掲載決定後においても、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』

第15条に記載するもののほか、次の各号に該当する場合には手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前条に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき

(2) 広告の内容またはリンク先WEBサイトの内容が、第3条及び第4条に違反しているとき

(3) その他、市WEBサイトへの広告掲載が適切でないと市長が認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、市WEBサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の理由により掲載を取り下げの場合、『広告掲載辞退届(様式第3号)』を市長に提出しなければならない。

3 第1項で規定する理由により掲載を取り下げの場合、『八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱』第16条の規定に基づき、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、市の都合でWEBサイトを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。ただし、関連機器の保守点検及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ず

閉鎖する場合を除く。

- (1) 閉鎖時間が 3 時間以上 24 時間未満の場合 1 日延長
- (2) 閉鎖時間が 24 時間以上 閉鎖日数 + 1 日延長

2 前項において、延長する日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで掲載するものとする。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の内容及びリンク先 WEB サイトの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関して損害賠償請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この基準は、平成19年7月15日から施行する。

平成 14 年 8 月施行『八王子市ホームページに掲載する広告の取扱い基準』は、この基準施行の日からこれを廃止する。なお、経過措置として廃止時に掲載中の広告の取扱いは従前のとおりとする。

附 則

この基準は、平成20年1月15日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のとおりとする。

附 則

この基準は、平成21年1月15日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のとおりとする。

附 則

この基準は、平成22年1月15日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のとおりとする。

附 則

この基準は、平成23年1月15日から施行する。なお、経過措置として掲載中の広告の取扱いは従前のとおりとする。

附 則

この基準は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年1月12日から施行する。なお、経過措置として第4条の規定の適用について、平成24年3月まで掲載する広告の取扱いは従前のとおりとする。

別表 1 (第 4 条及び第 6 条関連)

| 掲載場所 | | 掲載枠上限数 | 広告料 (/ 月) |
|--------------|--|------------|-----------------|
| 市トップページ | | 20 枠 | 30,000 円 (税込) |
| その他の WEB ページ | http://www.city.hachioji.tokyo.jp/ から始まるもの | 各ページとも 8 枠 | 20,000 円 (税込) |
| | その他 | 別に定める | 別に定める |

八王子市の印刷物等広告掲載申込書

平成 年 月 日

（あて先）

八王子市長 殿

申込者 住所（所在地）

〒

法人名（名称）

（役職・代表者名）

電話番号等 Tel

Fax

E-mail

（担当者氏名）

八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1. 印刷物等の種類 市WEBサイトバナー広告

2. 広告の掲載場所 別紙記載（申込書とあわせて別紙も必ず提出してください。）

3. 広告の内容

（1）主な事業、バナー広告の内容など

（2）掲載希望期間（希望する月を で囲んでください）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

（3）リンクを希望する当社WEBサイトのURL

http://

（4）代替テキスト（企業・団体の正式名称を除く30文字以内のテキスト）

4. 広告料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として _____ 円を支払います。

（掲載料につきましては「八王子市WEBサイト広告掲載基準」をご覧ください。）

5. 申し込みにあたり、当社の貴市分市税納付状況調査、手数料等未納状況調査に同意します。

八王子市の印刷物等広告掲載申込書 (別紙)

広告の掲載希望箇所

1. 希望箇所を以下掲載一覧表より選択し、その番号を記載してください。

| | |
|------|-----------------|
| 第1希望 | 第2希望(希望される場合のみ) |
| | |

第一希望が抽選となった場合、もれた方は自動的に第二希望に記載のページへの申込みとなります。
(第二を希望しない場合は当該欄を未記載としてください。)

2. 複数掲載を希望する場合は、2箇所目以降の番号を以下に記載してください。

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 2箇所目 | 3箇所目 | 4箇所目 | 5箇所目 | 6箇所目 |
| | | | | |

同一申込書により複数掲載申込をする場合、「八王子市WEBサイト広告掲載基準」別表1で定める金額から、
広告料の小さいものより順に二分の一減額します。(トップページは除きます。)

掲載箇所一覧表

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 市トップページ(掲載枠上限数を超える場合は抽選により決定いたします。) |
|---|-------------------------------------|

市トップページ以外の市WEBページ

グローバルメニュー

| | | | | | | | |
|---|------|---|-------|---|------|---|--------|
| 2 | 施設案内 | 3 | 観光・文化 | 4 | 市政情報 | 5 | 事業者の方へ |
|---|------|---|-------|---|------|---|--------|

分類から探す

| | | | | | | | | | |
|----|----------|----|---------|----|---------|----|---------------|----|----------|
| 6 | 子どもとその家庭 | 7 | 戸籍・住民登録 | 8 | 保健衛生・医療 | 9 | 高齢・介護・障害・生活福祉 | 10 | ごみ・リサイクル |
| 11 | 生活・環境・交通 | 12 | 税金 | 13 | 国保・年金 | 14 | 教育・生涯学習 | 15 | 産業・仕事 |

生活場面から探す

| | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|---------|----|----------|----|------|
| 16 | 引越し | 17 | 妊娠・出産 | 18 | 子育て | 19 | 入園・入学 | 20 | 学生生活 |
| 21 | 就職・退職 | 22 | 結婚・離婚 | 23 | セカンドライフ | 24 | 高齢・介護・障害 | 25 | お悔み |

それ以外のページ

| | | |
|----|------------|---------|
| 26 | ページタイトル() | URL:() |
|----|------------|---------|

参考：「八王子市WEBサイト広告掲載基準」別表1

| 掲載場所 | 掲載枠上限数 | 広告料(/月) |
|------------|---|-------------------------|
| 市トップページ | 20枠 | 30,000円(税込) |
| その他のWEBページ | http://www.city.hachioji.tokyo.jp/から始まるもの | 各ページとも8枠 20,000円(税込) |
| | その他 | 別に定める 別に定める |

バナー広告の掲載に関する承諾書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

住 所

（法人又は団体にあつてはその所在地）

氏 名

（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名）

私は、八王子市 WEB サイトにバナー広告を掲載するにあたり、関連法令を遵守するとともに、以下の内容について承諾します。

1. 八王子市 WEB サイト広告掲載取扱い基準に定める事項について承諾し、市からバナー広告掲載に関する指示等があった場合には誠実に対応いたします。
2. 八王子市 WEB サイトは予告することなく構成またはデザイン等の変更をする場合があります。この変更に伴い、バナー広告の掲載位置が変更となる場合にも異議を申し立てません。
3. 八王子市 WEB サイト広告掲載取扱い基準第 14 条に該当することとなったときは、予告なく広告掲載を取り消されても異議はありません。
4. 市 WEB サイト関連機器メンテナンス及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ず WEB サイトが閲覧できない場合があることを了承いたします。
5. 広告の内容及びリンク先 WEB サイトの内容等掲載された広告に関する一切の責任を負います。

【掲載広告内容】

(1) 広告掲載場所 _____

(2) 掲載月（掲載月は以下の表に「 」を記載しています。）

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | |

(3) 広告掲載料 _____円

広告掲載辞退届

平成 年 月 日

八王子市長 殿

住 所

（法人又は団体にあつてはその所在地）

氏 名

（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者氏名）

平成 年 月 日付で掲載申込みをした八王子市 WEB サイトバナー広告（平成 年度 半
期）について、下記の理由により掲載を辞退させていただきます。

記

理由：

以上